# 川崎市立小·中学校における 適正規模·適正配置の基本的な考え方

報告

平成15年 8月

川崎市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会

# 目 次

はじめに			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
章 川崎市の小・中学校 1 児童・生徒数、学校規 (1) 児童・生徒数、学 (2) 1校あたりの児童 (3) 学校規模 2 通学区域 (1) 通学区域の定め (2) 川崎市の通学区	規模 単級数の推移 ・生徒数の変化			2
章 学校の小規模化、プロット 学校の小規模化に任何 (1) 学習指導上の問題 (2) 児童生徒の生活 (3) 学校運営上の問題 学校の大規模化に任何 (1) 学習指導上の問題 (2) 児童生徒の生活 (3) 学校運営上の問題 (3) 学校運営上の問題 (3) 学校運営上の問題 (5) 対象を必要する (5) 対象を表する (	だう諸問題 題 面の問題 題 どう諸問題 題 面の問題	]題		5
章 川崎市立学校にお 1 基本的な考え方 (1) 児童生徒の教育 (2) 学校運営 2 適正規模				8
章 学校の適正配置と 1 通学区域の変更によ (1) 小規模校の解消 (2) 大規模校の解消 (3) 通学区域の変更 2 校舎の改築及び大規 (1) 改築時における過 (2) 大規模改修事業 (3) 過大規模校の解 3 児童生徒数の今後の	る適正規模化 の際の留意点 見模改修事業による 適正規模化 による適正規模化 消	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	À	9
おわりに				1 1
資料				1 2

#### はじめに

全国的に少子高齢化が進む中で、川崎市においても小学校では昭和55年度、中学校では昭和61年度以降、児童生徒数の減少が続いてきた。このため、多くの学校で学級数が減少し、「学校の小規模化」が進展してきた。

一方、大規模住宅開発等による社会増の影響により、地域によっては学齢期の子どもが集中的に増加し、「学校の大規模化」が進むとともに、小規模な学校においても教室不足等の問題を引き起こすことになった。学校の小規模化と大規模化が同時に進む状況は、学校規模のアンバランスを生じさせ、教育環境の不均衡の他、教育効果への影響も危惧されている。

既に、全国の政令指定都市をはじめ、他の自治体においても、学校教育の充実を目指した学校規模の適正化、そして学校の適正配置への取り組みが行われている。

川崎市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会では、他都市の先進事例も参考にしながら、子どもたちが健やかに育まれる教育環境の整備を最優先として、学校の適正規模の基準、適正配置の考え方、適正配置の具体的方策について検討を行った。

また、国の教育制度改革の動向も注視していかなければならないが、学級編成基準は現行の 40 人学級とし、通学区域の見直しは通学区域制度の維持を前提として検討を行い、報告書をまとめた。

# 章 川崎市の小・中学校の現状

#### 1 児童生徒数、学校規模

#### (1) 児童生徒数、学級数の推移

川崎市立小学校の児童数は、昭和55年度の100,163人をピークに平成12年度まで減少を続け、率にしてピーク時の61%にまでなった。平成13年度以降は緩やかな増加に転じ、平成15年度5月時点で64,749人となっている。学級数も昭和55年度の小学校2,602学級(普通学級及び障害児学級の合計)に対し、平成10年度は2,184学級まで減少した。その後の児童数の微増傾向を反映して、平成15年度5月時点では2,276学級になっている。(12ページ 資料1表1参照)

また、中学校の生徒数は昭和 61 年度の 44,637 人をピークに減少を続け、平成 15 年度 5 月時点で 24,566 人となり、率にしてピーク時の 55%になった。学級数も同年度 に 1,102 学級に及んだが、その後は減少を続けて、平成 15 年度 5 月時点では 812 学級になっている。(12 ページ 資料 1 表 2 参照)

#### (2) 1校あたりの児童・生徒数の変化

小学校1校あたりの児童数の推移をみると、昭和54年度の平均1,044人から減少を続け、平成12年度には平均540人になった。平成15年度5月時点では平均568人になり,昭和54年度と比較して率にして54%となっている。

中学校1校あたりの生徒数は、昭和 58 年度の平均 936 人から減少を始め、平成 15 年度 5 月時点では平均 482 人になり、昭和 58 年度と比較して率にして 51%となっている。 (13 ページ 資料 2 表 3 参照)

# (3) 学校規模

川崎市の平均学校規模の推移をみると、小学校では昭和 54 年度に 1 校平均 27 学級であったものが, 平成 11 年度には平均 19 学級に減少し、平成 15 年度では平均 20 学級となり僅かに増加してきている。中学校では昭和 58 年度の平均 23 学級から減少を続け, 平成 15 年度では平均 16 学級となっている。 (13 ページ 資料 2 表 4 参照)学校規模については、小学校は学校教育法施行規則第 17 条において「小学校の

学校規模については、小学校は学校教育法施行規則第 17 条において「小学校の学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする。」とされ、中学校も同規則第 55 条において小学校の規定を準用するとされている。また、文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」のなかで、学校の基本的条件を充たすための指標として学校規模を学

級数別につぎのとおり分類し、12 学級以上 18 学級以下を適正規模としている。

学級数による学校規模の分類

学校規模	過小規模	小規模	統合の場合	の適正規模	大規模	過大規模	
子仪况候	小况代	適正規模		人祝候	<b>四人</b> 祝侯		
学級数	1 ~ 5	6 ~ 11	12~18	19 ~ 24	25 ~ 30	31以上	

(昭和59年 文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料より)

この分類により普通学級数で10年前と比較すると、小学校においては適正規模校が4校増加しているものの、小規模校が6校から14校へ、過大規模校が1校から6校へ増加しており、学校の規模別格差が拡大してきている。(14ページ 資料3 表5参照)中学校においては、適正規模校が6校減少するとともに大規模校も2校に減少した。しかしながら、小規模校が7校から19校へと大幅に増加し、中学校においては全体的に小規模化が進行している。(14ページ 資料3 表6参照)

# 2 通学区域

# (1) 通学区域の定め

通学区域については、学校教育法施行令第5条第2項において、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と規定しており、あらかじめ通学区域を定め、これを基に学校の指定が行われている。

川崎市においても、通学区域を児童生徒数の適正規模、通学における距離・時間 及び安全性、町内会等地域活動の運営などを考慮して設定している。

# (2) 川崎市の通学区域の状況

#### ア 通学距離

川崎市における平均通学区域面積は、小学校で 1.27k ㎡、中学校で 2.83k ㎡となっている。通学距離の最大値については、文部科学省が全国一律の基準として小学校おおむね 4km 以内、中学校おおむね 6km 以内(「義務教育諸学校施設費国庫負担施行令」による学校の統廃合を行う際の適正な条件)と定めているが、都市

化の進んだ川崎市ではこの距離を越える通学区域は存在しない。

#### イ 通学時間

通学区域の状況からみて、通学時間が概ね問題になることはないと考えられるが、 一部の通学区域では、生徒が通学に交通機関を利用している地域が存在する。

## ウ 通学安全

通学の安全面からみると、川崎市は市域全体で交通量が多く、幹線道路や鉄道で分断されている通学区域が依然として存在している現状にある。

#### エ 地域との関係

通学区域と町内会の区域との整合性では、通学区域が町内会の区域と一致しているとは限らず、多くの学校が町内会を分割している状態である。これは、人口急増期の学校の分離新設時において、児童生徒の収容を最優先にして通学区域を設定してきたことが主な理由と考えられる。

#### オ 小学校と中学校の通学区域の関係

小学校の通学区域と中学校の通学区域との関係をみると、小学校全校の 77%にあたる 88 校は通学区域全体が一つの中学校区内に含まれている。しかし、通学区域が複数の中学校区にまたがる小学校も 26 校(23%)あり、このうち 4 校は 3 つの中学校区にまたがっている。

#### 章 学校の小規模化、大規模化に伴う諸問題

学校の小規模化、大規模化に伴う諸問題を、学習指導上、児童生徒の生活面及び学校 運営の観点から整理するとつぎのようになる。

- 1 学校の小規模化に伴う諸問題
- (1) 学習指導上の問題
  - ア 体育・保健体育等での集団ゲームやダンス、音楽での合唱・輪唱、合奏など、集団 規模が小さいと学習そのものの成立が難しいことがある。
  - イ 競い合う機会が少なくなり、運動会(体育祭)、スポーツ集会などでの盛り上がりに欠けることがある。また、運動会(体育祭)での集団演技、遠足、自然教室等での集団活動の活性化が難しい。
  - ウ 話し合い活動や協働作業的な活動などでは、学級人数が少ないと意見の多様性 に欠けたり、全体の作業量が限られたりするため、学習内容の深まりや広がりが難し いことがある。
  - エ 教員の絶対数が少ないことから、各教科に応じた教員をバランス良く配置すること や、習熟度別学習などに対応した指導体制を組むことに支障が生じる。

#### (2) 児童生徒の生活面の問題

- ア 1 学年 1 学級の単学級になると学級編成替えがないため、学級のルールや児童生徒の中の価値観が固定化されがちになり、多様なものの見方、考え方を学んだり、 そこから児童生徒自らが新しいルールや学級文化、人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- イ 単学級になると児童生徒は卒業まで同じ学級集団で過ごすことになり、人間関係が 深化する反面、固定化もされるため、人間関係上の問題等が発生した場合には、学 級編成替えによる問題の解消が難しいことがあり、転校を余儀なくされる場合もある。
- ウ 教員が研修や出張などで学校を離れるときに、教員数が少ないために、自習の学 級が多くなることや、放課後等の児童生徒の活動が制限されることがある。

#### (3) 学校運営上の問題

ア 単学級が出現した場合は学年を一人の教員で経営することになり、各教科、領域、 総合的な学習の時間等の指導計画、評価計画、教材研究等を全て個人作業で行う ことになる。また、共同研究が難しく、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なく なり、他校に比べ指導力の向上に影響がでてくる。

- イ 中学校において、特に実技を伴う教科では1名対応での業務、指導、研究にならざるを得ない場合がある。
- ウ 校務分掌は学校の規模の大小にかかわらず取組むべき事項があるため、教員一人で何役もこなすこととなり、教員の負担が増加するため、ひとりひとりの児童生徒へのきめ細かい指導や教材研究を行う時間が制約される。
- エ 教員数が少ないため、緊急対応時や学級経営に問題が生じた場合等、他の教員 による支援体制を構築することが難しくなり、学校運営全体に影響を及ぼす。
- オ ある程度の教職経験者でないと学年経営に当たれないため、初任者を採用することができず、教職員の年齢構成の上昇を招き、学校運営上活性化に欠けるがことがある。
- カ 市の研究会・研修会等への参加について、全教科、領域等をカバーすることができず、学校として特定教科の最新情報等の入手が困難になる。

#### 2 学校の大規模化に伴う諸問題

#### (1) 学習指導上の問題

- ア 学級数が多くなると、特別教室(コンピュータ室、図書室、プール等)の使用回数が減るなど施設面での制約が増え、十分な学習効果をあげることが難しくなる。
- イ 学年の児童生徒が多すぎると、児童生徒ひとりひとりを理解したり、全体を掌握したりすることが難しくなる。このため、興味関心別など学級の枠をはずした学習活動を展開しようとしたとき、児童生徒理解に時間がかかり、十分な学習効果をあげることが難しくなる。
- ウ 運動会、体育祭での種目数が制限されたり、練習時間や場所の確保に制約を受けることが多い。
- エ 参加型の行事(合唱コンクール、運動会(体育祭)、文化祭演示等)では、長時間の 実施にならざるを得ない。

#### (2) 児童生徒の生活面の問題

- ア 学年内、他学年同士で、児童生徒相互の交流、理解が不十分になり、全校的に好ましい人間関係や信頼関係が育ちに〈〈なる。
- イ 小学校では、相対的に児童ひとりあたりの校庭の面積が狭くなり、ボール遊びを始めとして遊びの種類や人数が制限され、子どもの心身のリフレッシュに支障がでる。
- ウ 中学校では、部活動や委員会活動における活動場所が制限されたり、安全面の確

保が難しくなる。

- (3) 学校運営上の問題
- ア 教員相互の連絡調整や連携が不十分になり、学校内の教育目標や教育活動に一貫性が欠けたり、学年行事の企画、学習指導の進め方などの共通理解をするまでに時間がかかったりする。
- イ 校外行事の場所の選定、活動内容や安全面での制約が多くなる。
- ウ 一学年の児童生徒数が多いため、校外行事での付き添い教員数の確保が困難である。

#### 章 川崎市立学校における適正規模

#### 1 基本的な考え方

前述した小規模校、大規模校の問題点を検討した結果、適正規模に関する考え方については、次のようにまとめられる。

# (1) 児童生徒の教育環境

- ア 児童生徒が個性を発揮し、主体性や社会性を身につけていくためには、多様な価値観を持つ仲間と触れ合える適切な学校規模が望ましい。
- イ 単学級の出現は、人間関係の固定化による様々な弊害を生じやすいため、クラス 替えの効果が発揮できる学級数を確保する必要がある。
- ウ 教員と個々の児童生徒との関わりが十分に保たれ、児童生徒間においても、集団 に対する帰属意識や連帯感が希薄にならない学校規模が望ましい。

#### (2) 学校運営

- ア 同学年や同教科の教員が互いに指導方法等を相談・研究し、教育効果を高めていくためには、小学校で1学年3~4学級程度の規模が望ましい。
- イ 教科担任制である中学校に関しては、各教科に対応する教職員の確保や指導をより充実したものにするため、全校の学級数が12学級以上あることが望ましい。
- ウ 教員が学校の教育目標や諸課題を共通理解し、学年運営も効果的に進めるためには、小学校においては1学年4学級、中学校においては1学年8学級程度までが望ましく、この学級数を超えると様々な問題が生じて適正規模とはいい難くなる。

#### 2 適正規模

前述のとおり児童生徒の教育環境、学校運営の考え方から、学校教育本来の機能が十分に発揮される学校規模として、小学校及び中学校とも普通学級で12学級~24学級程度までを適正規模とする。

ただし、一時的に児童生徒が急増している地域については、過大規模校とならない 30 学級までを許容学級とする。

#### 章 学校の適正配置と学校再編

学校の適正規模化に向けた適正配置の具体的な方法は、「通学区域の変更」及び「学校の統廃合」が考えられ、小規模校、過大規模校の解消に向けては、それぞれに具体的な対応が必要である。

# 1 通学区域の変更による適正規模化

#### (1) 小規模校の解消

小規模校については、通学区域の変更により学校の適正規模化を進めるが、併せて 単学級の学年が持続的に出現する場合や、老朽校舎の改築時を捉えて統廃合の検 討を行う。

#### (2) 過大規模校の解消

過大規模校については、分離新設による用地取得が困難なことから、大規模開発による学校新設を除き、当該校の通学区域を変更することにより、学校の適正規模化を進める。

#### (3) 通学区域の変更の際の留意点

通学区域の見直しによる学校の適正規模化は過大規模校及び小規模校を優先して 取組む必要があり、学校の受け入れ能力や個々の地域事情に配慮する中で、緊急性 を見定めて段階的に進めていくのが望ましい。また、変更による手法をとる場合は、以 下の点に留意していく必要がある。

#### ア 適正配置への市民の共通理解

児童生徒数、学級数の長期推計、学校の小規模化、大規模化に伴う問題等について地域関係者や保護者に十分な情報提供を行い、具体的に住民の声を聞く聴聞会などを通じて、学校の適正配置の必要性について共通理解を図る。

#### イ 通学距離・通学時間・通学安全

通学区域の設定にあたっては、適切な通学距離、通学時間に配慮する。また、川崎市は市域全体にわたって道路の交通量が多く、鉄道の軌道も多いため、踏み切りや 危険箇所の横断等について十分配慮し、登下校時の通学安全の確保に努めること が重要である。

# ウ 通学区域と地域とのまとまり

町内会は子ども会等地域組織を含む、地域社会を構成する基本となる単位である ため、これらの区域と通学区域との整合を図ることが望ましい。 通学区域と行政区との関係については、民生委員・児童委員や青少年指導員などが行政区単位で組織されているため、学校と区役所との連携を考慮すると、複数の行政区にまたがらないように配慮する。

#### 2 校舎の改築及び大規模改修事業による学校の統廃合

#### (1) 改築時における適正規模化

校舎改築は、校舎の老朽化を十分に考慮(昭和30年代に建築した校舎を有る学校を改築予定校として、改築を推進している。)して進めているが、学校の適正規模を考慮して対応をする良い機会でもある。老朽校舎の改築を促進する観点からも、次の点に留意し、改築を進めていく必要がある。

- ア 改築を行う学校の学級数は、前述の適正規模の範囲とする。
- イ 改築予定校が隣接している場合は、地域事情を踏まえつつ、いずれかの学校の改築の際に改築予定校同士を統合し、一つの適正規模の学校とすることの可能性について十分に検討する。
- ウ 改築予定校に小規模校が隣接している場合は、地域事情を踏まえつつ、改築予定 校の改築の際に小規模校を統合し、一つの適正規模の学校とすることの可能性に ついて十分に検討する。
- (2) 大規模改修事業による適正規模化

当面の改築予定校には位置づけられていない学校については、将来の改築までの間、大規模改修事業による教育環境整備を行った上、小規模校同士を統合し、適正規模の学校とすることの可能性について検討する。

### 3 児童生徒数の今後の動向

総務省統計局の資料によると、日本の将来人口は0歳から14歳の年少人口及び構成 比とも減少が続き、少子化傾向は将来にわたって続いていくとされている。

本市での平成15年5月1日現在の児童生徒数は先に述べたとおり小学校64,749人、中学校24,566人であり、今後6年間の推計では小学校は増加が続き、中学校も増加傾向に転じて推移すると予測されている。

また、小・中学校の児童生徒数を学校別に推計すると、増加する学校、又は減少する学校とがあり、通学区域内の状況により多様である。今後、適正規模の基準を上回ったり、下回ったりする学校が出現する可能性は大きく、出現した場合には、当該校や隣接校の配置状況等を総合的に勘案し、適正規模へ向けた具体的な方策を検討して、適正配置を行っていく必要がある。

#### おわりに

川崎市においては、児童生徒数の減少に伴った学校の小規模化が進むとともに、一方で、宅地開発等の人口増により大規模化した学校も増加の傾向を示し始めた。

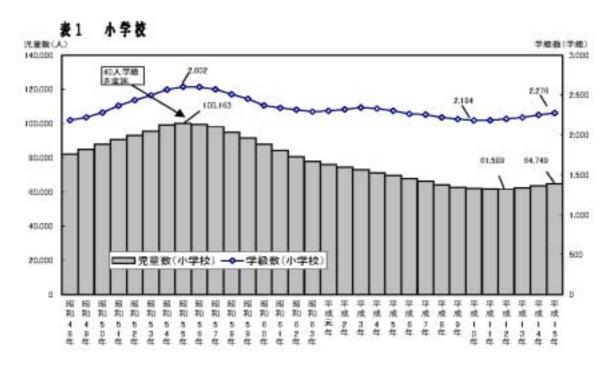
本検討委員会では、学校間格差の問題だけではなく、両者それぞれがもたらす児童生徒への影響を、教育上の観点から検討し、市立学校のより良い教育効果の期待、教育環境の整備を図ることを念頭において、学校の適正規模・適正配置について検討した。

学校の適正規模については、法制面ではあくまで「標準」であり、最良の教育環境の改善を期待したとしても、一概に学級数の上限、下限をもって判断できるものではない。このことは、今日の社会状況が激しく変化するなかで、多様な教育改革への取り組みによって学校も大きく変革していく情況を考えれば、あくまで、望ましい規模として結論を出さざるを得ない。

学校の適正配置については、適正な学校の規模の確保を目指すものであり、その方策として、学校の統廃合、分離新設、通学区域の変更などが組み合わされて改善されていくものである。各学校やその通学区域はそれぞれの歴史とともに地域社会との深い結びつきをもち、まちづくりや防災の拠点としての機能も併せ持っている。このような役割を念頭において、学校の適正配置は地域関係者、保護者の意見を尊重しながら、学校・地域・行政が連携し、一体となって進めていく必要がある。このために、個々の事例毎に具体的な方策を検討し、今後の学校改築(整備)のあり方や、統廃合時にはその跡地利用も含め、関係者の理解を得ていくことが不可欠である。

本市では個別指導が求められる障害児の指導に力を入れてきており、障害児学級は小学校で、重複障害のたんぽぽ学級を含めて 332 学級、中学校で 126 学級設置している。本検討委員会の適正規模の考え方では普通学級に限定して検討を行ったが、障害児学級についても適正規模・適正配置の観点から検討するために、国の「特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議」の最終報告を受けて、別途調査研究の場を設ける必要がある。

また、特殊教育諸学校及び市立高等学校の通学区域についても、学校種により状況は異なるが、通学時間や交通機関の利用など、抱えている諸問題の解決へ向けた取り組みが要請されている。神奈川県設置の県立学校との調整を図りながら、広域にわたる通学区域のあり方についても見直しの必要性があると考えられる。



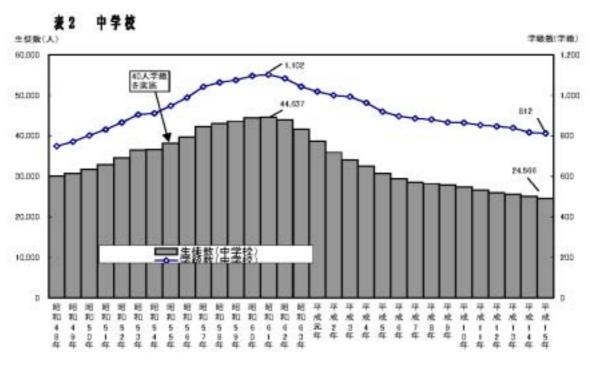
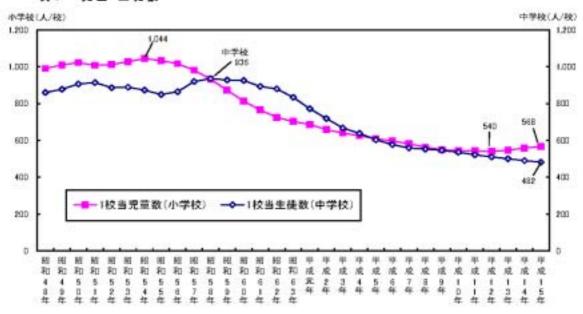
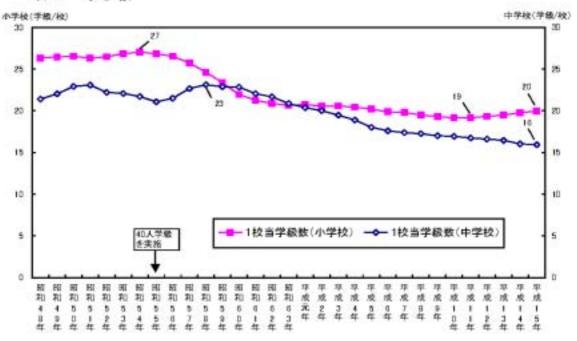


表3 児童・生姜敷



# 麦4 学級數



# 資料 3 規模別学校数及び割合(10年前との比較)

# 表5 小学校

学校規模	学級数	平成5年度		平成15年度	
		学校数	割合	学校数	割合
過小規模校	1~5	0	0.0%	0	0.0%
小規模校	6~11	6	5.2%	14	12.3%
適正規模校	12~18	61	53.5%	65	57.0%
適正規模校(※)	19~24	32	28.1%	21	18.4%
大規模校	25~30	14	12.3%	8	7.0%
過大規模校	31以上	1	0.9%	6	5.3%
合 計		114	100%	114	100%

# 表6 中学校

学校規模	学級数	平成5年度		平成15年度	
		学校数	割合	学校数	割合
過小規模校	1~5	0	0.0%	0	0.0%
小規模校	6~11	7	13.7%	19	37.3%
適正規模校	12~18	28	54.9%	22	43.1%
適正規模校(※)	19~24	11	21.6%	8	15.7%
大規模校	25~30	5	9.8%	2	3.9%
過大規模校	31以上	0	0.0%	0	0.0%
合 計		51	100%	51	100%

学校規模の分類は文部省助成課資料による ※統合の場合は12~24学級を適正規模としている 学校数は普通学級数の合計で分類した

# 川崎市立小・中学校適下規模・適下配置検討委員会設置要綱

# (目的及び設置)

第1条 川崎市立小・中学校(以下「学校」という。)における学校運営、学校経営及び児童生 徒の指導等教育環境の充実を図ることを目的とし、学校の適正規模、適正配置の基本的な 考え方について検討するため、川崎市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会(以下 「検討委員会」という。)を設置する。

# (所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・検討を行う。
  - (1) 学校の現状に関すること。
  - (2) 学校規模と学級規模に関すること。
  - (3) 学校の適正規模の基本的な考え方及び具体的方策に関すること。
  - (4) 学校の適正配置の基本的な考え方及び具体的方策に関すること。
  - (5) 前各号に掲げる事項のほか、検討委員会が必要と認める事項

#### (組織)

- 第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、検討委員会のもとに作業部会を置く。
- 2 委員長は総務部長を、副委員長は総務部企画課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 施設部計画課長
  - (2) 職員部教職員課長
  - (3) 学校教育部学事課長
  - (4) 学校教育部指導課長
  - (5) 学校教育部指導課主幹(小学校担当)
  - (6) 学校教育部指導課主幹(中学校担当)
  - (7) 総合教育センター教育課題研究室長
- 4 作業部会は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 総務部企画課主査[企画]

- (2) 総務部企画課主査[調整]
- (3) 施設部計画課計画係長
- (4) 職員部教職員課人事第1係長
- (5) 学校教育部学事課学事係長
- (6) 学校教育部指導主事(小学校担当)
- (7) 学校教育部指導主事(中学校担当)
- (8) 総合教育センター教育課題研究室研修指導主事

# (委員長)

第4条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

# (会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

# (意見等の聴取)

第6条 検討委員会において、必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

# (庶務)

第7条 検討委員会及び作業部会の事務局は、総務部企画課において処理する。

#### (その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が 定める。

# 附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

# 適正規模適正配置検討委員会名簿

平成15年4月1日~

総務部長	横尾 四郎
総務部企画課長	市川 浩二
施設部計画課長	坂東 繁久
職員部教職員課長	江口 義人
学校教育部学事課長	菅田 清
学校教育部指導課長	竹田 文夫
学校教育部指導課主幹	中島 愼一
学校教育部指導課主幹	渡辺 直樹
総合教育センター	前田博明
教育課題研究室長	12.41

委員長 副委員長

# 川崎市立小·中学校適正規模·適正配置検討委員会開催経過

	開催日時及び開催場所	主 な 検 討 事 項
第1回	平成 14 年 10 月 1 日	·委員長選出、趣旨説明
	教育委員会第1会議室	・作業部会の設置について
		・川崎市立小・中学校の現状の把握
		児童·生徒数の推移と背景
		学級数の推移
		1 校あたりの児童・生徒数の検証
		望ましい学校規模としての検証
		教育指導の観点から
		教職員の研究・研修活動の観点から
		学校運営の観点から
## a ==		規模別学校数の検証
第2回	平成 14 年 11 月 1 日	・川崎市立小・中学校の現状の検証
	教育委員会第1会議室	教育的観点から考えた適正規模に関わる諸問題に
		ついて
		小規模校として考えられる諸問題
<u></u>	五世 17 年 0 日 14 日	大規模校として考えられる諸問題
第3回	平成15年2月14日	・作業部会の報告
	いさご会館第6会議室	児童・生徒数の推移と背景
		1 校あたりの児童·生徒数の検証 規模別学校数の検証
		規模別学校数の快証 長期推計における学校規模の推移
		後期推引にのける子校院候の推修 適正規模・適正配置にかかわる諸問題
		校舎の新築及び改築並びに過大規模校解消の側面
第4回	平成 15 年 5 月 13 日	・作業部会の報告
75 1 1	教育委員室	川崎市の小・中学校の現状
	321322	学校の小規模化、大規模化に伴う諸問題
		川崎市立学校における適正規模
		学校の適正配置と学校再編
第5回	平成 15 年 6 月 23 日	・作業部会の報告の検証
	教育委員室	川崎市の小・中学校の現状
		学校の小規模化、大規模化に伴う諸問題
		川崎市立学校における適正規模
		学校の適正配置と学校再編
第6回	平成 15 年 7 月 1 日	・企画運営会議あて説明、意見集約
	教育委員室	
第7回	平成 15 年 7 月 22 日	・教育委員あて説明、意見集約
	教育委員室	
第8回	平成 15 年 7 月 25 日	・教育プラン策定委員会教育行政部会委員あて説明、
	中原市民館第3会議室	意見集約
	平成 15 年8月 12 日	・報告書の提出
	教育文化会館	

川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方 ~報告~

平成 15 年 8 月

川崎市立小·中学校適正規模·適正配置検討委員会 (事務局) 川崎市教育委員会総務部企画課 電話 044-200-3268